

「阿波地美栄」利活用促進事業業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 委託業務名
「阿波地美栄」利活用促進事業業務
- (2) 委託業務内容
別添の「阿波地美栄」利活用促進事業業務仕様書のとおり
- (3) 委託業務の期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 委託料上限額
金3,170,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有する者。
- (2) 徳島県内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者であること。
- (3) 法人格を有すること。
- (4) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
 - イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
 - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
 - カ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに滞納金等を滞納している者。
 - キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
 - ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 暴力団の構成員等

ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。

(1)において資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県経営戦略部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及び本要項を添付して、参加申込書の提出期限までに徳島県管財課へ持参しなければならない。なお、申請内容について審査担当職員から説明を求められた場合はこれに応ずること。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

3 参加手続等

(1) 提出書類

必要書類等	部数	提出期限
①参加申込書（様式第1号）	原本1部	令和5年10月25日 午後5時（必着）
②誓約書（様式第2号）		
③提案者の概要等（様式第3号）		
④企画提案書（様式第4号） 又は任意様式企画提案書等	原本1部 副本4部	令和5年11月2日 午後5時（必着）
⑤見積書（任意様式）	原本1部	
⑥登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※2の（1）に該当しない者のみ提出		
⑦直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び 損益計算書又はこれに類するもの		

(2) 提出方法

持参（午前10時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便）すること。

(3) 提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課 ふるさと創造担当

4 提案書の審査

(1) 審査方法

県が別に設置する審査委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、基準点を満たしかつ1位の者を契約相手方の候補とする。なお、参加者が1名であった場合は、企画提案書の適否を判断する。

ア プレゼンテーション実施日

令和5年11月上旬を予定

イ プレゼンテーションの所要時間

1者あたり15分以内を予定（説明10分、質疑5分）

ウ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は、企画提案書の締切日以降、企画提案申請者に対し、書面で通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、県が厳正な抽選を行い決定する。
- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名を事前にメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は審査対象としない。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- ・参加申込書の提出が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

(2) 審査基準

次の項目により審査する。なお審査基準の配点等に関する質問は受け付けない。

審査項目	審査の着目点	判断基準
提案内容に関する視点	コンセプト	事業の内容について、目的と趣旨を踏まえた、具体的で効果的な提案となっているか
	関係事業者との連携	業務遂行上必要な関係者との連携は可能であるか
	実現性	提案された業務内容は、具体的かつ実効性があり、本事業の内容を満たし、成果が期待できるか
	経済合理性	見積額及び積算内訳・根拠は適当で費用対効果が高いか
実施体制に関する視点	実施体制及び技術力	業務の遂行に必要な人員・体制が確保されているか 県内のジビエや鳥獣に関する知識を有しているか
	スケジュール管理	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できるか
実績に関する視点	類似業務の実績	過去に類似の業務を実施した実績又は知見を有しており、確実な履行が期待されるか

(3) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

なお、審査結果に対する異議申し立てについては、受理しない。

5 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和5年10月17日(火)まで

午前10時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

(2) 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

(3) 質問方法

様式第5号(質問書)により行うものとし、書類持参又は電子メールのいずれかの方法で質問すること。なお、電子メールで質問した場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(4) 質問に対する回答

質問受付期間終了後に一括して、徳島県のホームページ(<http://www.pref.tokushima.lg.jp>)内、組織「農林水産部」の「鳥獣対策・ふるさと創造課」ページ内に掲載する。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、必要に応じて複写することがある。

(4) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(5) 提出された企画提案について、次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出先又は提出期限に適合しないもの。

イ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 当募集要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 契約の締結

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

そのため、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

8 スケジュール

公募開始	令和5年10月10日（火）
質問書の受付締切	令和5年10月17日（火）午後5時
参加申込書の提出締切	令和5年10月25日（水）午後5時
企画提案書の提出締切	令和5年11月2日（木）午後5時
審査委員会の開催	令和5年11月上旬（予定）
審査結果の通知	令和5年11月中旬（予定）

9 問い合わせ先

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課 ふるさと創造担当

電話番号 088-621-2706

ファクシミリ 088-621-2781

E-mail choujuutaisakufurusatosouzouka@pref.tokushima.jp